

豊橋市健幸なまちづくり協議会規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

豊橋市長 佐 原 光 一

## 豊橋市規則第 3 2 号

### 豊橋市健幸なまちづくり協議会規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、豊橋市健幸なまちづくり条例（平成30年豊橋市条例第38号）第11条第 5 項の規定に基づき、豊橋市健幸なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健幸なまちづくりの推進に関すること。
- (2) 健康、母子保健、歯科口腔その他健幸なまちづくりに関する計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 地域保健及び保健所の運営に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

#### (委員)

第 3 条 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

#### (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。